

# レンタル規約

申込者（以下「甲」とする）と株式会社宮地商会（以下「乙」とする）は、甲が本申込みにて指定する物件（以下「本物件」とする）につき、以下のとおりレンタル契約（以下「本契約」とする）を締結します。

## 第1条（目的）

乙は甲に対して、本物件をレンタル（賃貸）し、甲はこれを借り受けます。

## 第2条（定義）

本契約で用いる用語の定義は、以下の通りとします。

- A 「本件レンタル料」とは、申込者が本契約に基づき本物件を借り受けることの対価として支払う料金のことをいいます。
- B 「本件登録料」とは、申込書記載の管理事務手数料をいいます。
- C 「レンタル期間」とは、本契約に基づき本物件を借り受けている期間であり、この期間がレンタル料の発生の対象となります。
- D 「本件キャンセル料」とは、申込書記載のキャンセル料をいいます。

## 第3条（本契約の成立）

- A 本契約は、甲が乙の指定する日本国内発行のクレジットカードをレンタル料の決済に使用することを条件とします。
- B 1人の申込者が、本契約により同時にレンタルできる楽器の本数は、原則として2本までとします。
- C 本契約は、乙が甲に対し契約の受託をした日より成立します。
- D 未成年者にレンタルする場合は、保護者による契約が必要になります。この場合、保護者が申込者となり、レンタル料および初期費用の支払義務、本物件の保管義務等、本物件に関する全ての責任を負います。
- E 乙は、甲が本契約に違反するおそれがあり、または、過去に違反し、その他本契約の締結に支障があると認めるときは、甲による利用申込を承諾しない場合があります。この場合、乙は甲に対して、すみやかにその旨を通知し、これにより甲による利用申込は無効となります。

## 第4条（本物件の引渡し・検収）

- A 甲は、本物件の引き渡しを受けた日より、本契約に従って本物件を使用することができます。
- B 甲が店頭受取を選択した場合、乙は甲に対して、本物件を甲の指定する店舗において引渡します。甲がお客様宅配送を選択した場合、乙は甲に対して、本物件を甲の住所に配送して引渡します。その際の配送料は甲の負担とします。
- C 甲は、乙から本物件の引渡しを受けた後検収し、本物件に瑕疵があった場合、乙に2日以内に通知するものとします。かかる通知がなされなかった場合、本物件は正常な状態で甲に引渡されたものとみなします。
- D 甲が本物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要せず通知のみでこの契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、甲は速やかに、本件登録料及び本件キャンセル料を乙に支払います。

## 第5条（担保責任）

乙は甲に対して、引渡し時において本物件が正常な性能を備えていることにのみ責任を負い、本物件が甲の使用目的に適合していること等については責任を負いません。

## 第6条（レンタル期間開始日）

- A 本件レンタル期間は、甲が乙より引渡しを受けた日の翌月1日を本件レンタル期間開始日とします。
- B 甲が店頭引渡しを選択し、乙が開始希望日に合わせて楽器を準備したにもかかわらず甲の都合で月内に引渡しができない場合、引渡しの有無に拘わらず乙が本物件の引渡し用意ができた日を開始日とします。
- C 甲がお客様宅配送を選択した場合、本件レンタル期間は、本物件発送日の3日後を開始日とします。但し本物件に瑕疵があった場合、引渡し日を開始日とします。

## 第7条（レンタル料）

- A 甲は、乙に対して、本件レンタル期間中、本件レンタル料を毎月支払うものとし、その支払方法は、甲のクレジットカードによる決済とします。
- B 本件レンタル料は、1ヶ月単位で計算し日割り計算をいたしません。

## 第8条（登録料）

- A 甲は、乙に対し、本件登録料を支払うものとし、その支払方法は前条に準じ、本件レンタル期間開始月の本件レンタル料と合わせて決済するものとし、但し、登録料は初回申込限りとし、次回以降の甲の新たな申込に対し登録料は不要とします。
- B 前項の但し書きにかかわらず、甲乙間で締結した直近のレンタル契約が終了して以降、新たなレンタル契約が締結されず5年が経過した場合には、その後に甲乙間で新たな契約を締結するにあたり、甲は、乙に対し、本物件登録料を支払うものとし、

## 第9条（本物件の買取）

- A 甲は、本件レンタル期間開始後、本物件を乙を通じ、乙の提示する金額で乙より買取ることができます。
- B 前項に基づき、甲より買取の申込があり、取扱店または乙がこれを受諾したときは、その時点で本契約は終了し、甲と乙の間で売買契約の効力を生ずるものとし、この場合、甲の買取の申込が、本件レンタル期間開始後1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月分のレンタル料を甲に支払うものとし、
- C A号による本物件の引渡条件は現状有姿渡しとします。

## 第10条（本物件の使用・保管）

- A 甲は本物件を日本国内で使用するものとし、国外には持ち出さないものとします。
- B 本物件の使用は甲及び甲の親族に限ります。また本物件は、乙の承諾無く業務用として使用することはできません。
- C 甲は、本物件を善良な管理者の注意をもって使用・保管するとともに、本物件が正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、これに要する消耗品の諸費用を負担します。また、また、甲の明らかな過失により本物件が損傷したと乙が判断したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとし、甲は必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれら費用の償還等を請求することはできません。

- D 甲は、本物件の毀損の状況を確認し、乙に対してすみやかに報告する義務を負います。甲が乙に対する状況の報告を怠った場合、甲は、本物件に生じた毀損についての一切の責任を負うものとし、乙は一切の責任を負いません。
- E 甲は、本物件の改造はできません。
- F 甲が、レンタル期間中に、本物件自体またはその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償し、乙は一切の責任を負いません。
- G 本件レンタル期間中に、本物件が滅失、損傷または故障等で、甲が本物件を使用することができない期間（本物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない）が生じた場合でも、甲はその原因のいかんを問わず、レンタル料の支払いを拒むことはできず、本件レンタル期間の延長や、レンタル料の減額他損害賠償の請求をすることはできません。

#### 第 11 条（甲の通知義務）

- A 前条 D 項に定めた本物件の毀損の場合、甲は速やかに、その旨を自ら乙に対し通知するものとします。
- B 甲が、甲のクレジットカードを変更するとき、または甲及び使用者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスが変更になったときは、甲は速やかに、その旨を自ら乙に対し通知するものとします。

#### 第 12 条（本物件の譲渡等の禁止）

- A 甲は本物件につき、第三者に譲渡することはできません。
- B 甲は本物件につき、乙の承諾無く、第三者への転貸および占有者の変更はできません。
- C 甲は本物件につき、質権・抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。
- D 甲は本物件につき、他から強制執行その他法律的・事実に侵害がないよう本契約書を提示するなどし、保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。
- E 前項の場合において、乙が必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担します。

#### 第 13 条（本物件の滅失・毀損）

甲が本物件を滅失（所有権の侵害を含む）、毀損した場合は、甲は、乙に対し、代替物件の購入代価又は本物件の修理代として乙が定めた金額を損害賠償として支払います。

#### 第 14 条（保守サービス）

レンタル期間中に甲の責に帰すべからざる事由により、本物件に性能的障害が発生した際は乙の選択により、無償で修理または交換をします。なお、甲あるいは使用者の明らかな過失によるものと乙が判断した場合は有償とし、甲が乙に対して賠償するものとします。

#### 第 15 条（保険）

- A 乙は、本物件に動産総合保険を付保します。
- B 本物件に事故が発生した場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知すると共に、乙が前項に定める保険の保険金受領手続に必要な書類を遅滞なく乙に交付します。
- C 乙が本条 A 項に定める保険の保険金を受領した場合、甲は乙に対して乙の定める免責相当額を支払うことで、乙は第 13 条に定める甲の賠償金支払義務を免除するものとします。

#### 第 16 条（本物件引渡し前の解約）

- A 本契約の成立日以降、甲の都合により本物件引渡し前に本契約を解約する場合、甲は、乙に対し、解約の通知をするとともに、乙に本件登録料及び本件キャンセル料を支払います。但し、本件レンタル期間開始前であっても、本物件の引渡し後の解約については、次条を適用します。
- B 甲が店舗受取を選択した場合、乙が本物件を取扱店へ出荷した日より 2 週間を経過しても、甲が本物件を引き取らない場合、乙は、何らの催告なく、本契約を解除でき、この場合も甲は乙に本件登録料及び本件キャンセル料を支払うものとしします。

#### 第 17 条（中途解約）

- A 本物件の引渡し以降、甲の都合により本契約を解約しようとするときは、甲は、乙に対して解約の通知をしたうえで、本物件の返却手続（返却行為を含む）又は第 9 条（本物件の買取）に記載の内容に基づく買取手続を行い、当該手続が完了した時点で本契約が解約するものとしします。
- B 甲が前条 A 項により本契約を解約して本物件を返却する場合、甲は、本物件が乙に返却される月までの本件レンタル料（返却日より 1 ヶ月未満の日数が発生した場合、その端数を切り上げ 1 ヶ月とみなし日割り計算は行わない）を乙に対して支払います。但し、最短レンタル期間に達していない場合は、同期間に達するまでのレンタル料を一括して甲は乙に支払います。

#### 第 18 条（契約の解除）

- A 甲に次の各号のいずれか一つに該当することが発生した場合には、乙は何らの催告なく、通知のみで、
  - (a) 本件レンタル料及びその他費用の全部または一部の即時弁済の請求
  - (b) 本物件の返却の請求
  - (c) 本契約の解除と損害賠償の請求、の行為の全部または一部を行うことができます。
    - 1. 甲のクレジットカードが決済不能となったとき
    - 2. 甲が本契約条項の一つでも違反したとき、またはその恐れがあるとき
    - 3. 甲に破産、民事再生手続、その他これに類する申立てのあったとき
    - 4. 甲が本件レンタル料その他の支払いを 1 回でも遅滞したとき
    - 5. 甲が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業従業員、その他反社会的勢力に該当するか、これらと関係を有する者であることが判明したとき
- B 前号の場合において、甲は未払レンタル料、その他一切の金銭債務全額の支払いにつき期限の利益を喪失し、乙に対し直ちに支払います。

#### 第 19 条（本契約の終了）

- A 本件レンタル期間の満了、本契約の解約、解除、その他の理由により本契約が終了するにあたり、甲は本物件につき返却または買取りの手続きをします。
- B 本条 A 項に基づき本物件を返却する場合、甲は、乙に対して、本件レンタル期間（延長後のレンタル期間も含む）の満了日までに、乙が別途定める場合を除き、自己の費用で本物件を返却するものとしします。なお、その場合の返却先は、申込取扱店又は乙の指定する場所とします。
- C 甲が、本条 A 項に基づき本物件を買い取る場合の買取条件は、第 9 条に準じます。

- D 本件最長レンタル期間満了後 1 週間を経過しても甲が本条 A 項に定める手続きをしない場合には、乙の定める最長レンタル期間満了後 1 週間を経過した時点で、甲が本物件を、乙が定めた金額で購入したものとみなします。この場合、本物件の所有権は、甲の売買代金の支払い時に乙から甲へと移転するものとします。また、甲の売買代金の支払期限は、最長レンタル期間満了月の翌月末日までとし、乙は、甲のクレジットカードをもって決済するものとします。
- E 前項の場合を除き、契約終了後 1 ヶ月が経過した時点で甲が買取または返却の手続き未了の場合は、同期間経過時点において、甲乙間の売買契約の効力を生ずるものとして乙の定めた金額で甲が本物件を買い取ったものとみなします。但し、契約終了後 1 ヶ月が経過した後、甲が本物件の返却を申し入れ、乙がこれを承諾した場合、乙に本物件の返却がされた時点で、次項を適用するものとして、甲乙間で成立した上記売買契約は遡及的に無効となるものとします。
- F 前項の場合、契約終了後、甲が本物件について返却ないし買取の手続きをしない場合、甲は本契約が終了した月の翌月から本物件が返却されるまでの間、毎月レンタル料の 1.2 倍の損害金（1 か月単位で計算し日割り計算しない）を乙に支払うものとします。

#### 第 20 条（レンタル期間の延長）

- A 本件レンタル期間終了日までに、甲から本件レンタル期間の延長の申出があった場合は、乙は、甲に対し、甲に本契約条項の違反がない限り、本契約と同一条件で、引き続き本物件をレンタルすることができます。但し、延長後のレンタル期間は、初回のレンタル期間と合わせて、乙の定める最長レンタル期間を超えることはできないこととします。
- B 前項の延長の申出が無いまま本件レンタル期間を経過した時は、前項による延長として取扱うが、甲による本契約条項違反その他本契約を継続しがたい事由が存する場合は、本件レンタル期間経過時に本契約は終了するものとします。

#### 第 21 条（支払遅延損害金）

甲が本契約に基づき発生する金銭債務の履行を遅延した場合は、乙に対して、支払期日の翌日より完済の日まで、年率 14.6%（年 365 日の日割計算）の割合による支払遅延損害金を支払います。  
また甲に対する乙の督促事務手数料として 1 回あたり 1,100 円(税込)を甲は乙に支払うものとします。

#### 第 22 条（個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意）

甲は、申込時に甲が記入する甲の属性等の情報（以下「個人情報」とする）の利用・提供及び登録に関し、以下の内容に同意します。

- A 乙が、本契約条項に基づく与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務等のため、乙がそれら業務を委託する決済代行会社（以下決済代行会社）に個人情報を供与すること。
- B 乙もしくは決済代行会社が本契約条項に係る取引上の判断にあたり、甲の支払能力の調査のため、当該機関に照会し、甲の個人情報が登録されている場合には、それを利用すること。
- C 乙が、甲や使用者に対して情報提供や営業案内等に利用すること。
- D 乙は、個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するものとします。

#### 第 23 条（物件の所有権標識）

- A 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識（以下「乙の所有権標識」という）を本物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があったときは、本物件に乙の所有権標識を貼付します。
- B 甲は、レンタル期間中、本物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

#### 第24条（物件の点検等）

レンタル開始より6か月ごとに、乙は点検およびメンテナンスのための本物件の提出を甲に求めます。

また、乙または乙の指定した者が、本物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲はこれに応じます。

#### 第25条（物件の品質等の不適合等）

A 天変地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、本物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。

B 物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負わず、甲はレンタル料の支払いその他、本契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

#### 第26条（反社会的勢力の排除）

A 甲は、本契約の締結日において、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する）に該当しないこと、及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
3. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること
4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること

B 甲は、自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

1. 暴力的な行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

C 甲が、暴力団等若しくは本条A項各号のいずれかに該当し、若しくは前各号のいずれかに該当する行為をし、または本条A項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第18条A項が適用されるものとします。

D 前号の乙の権利行使により、甲に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

#### 第27条（公租公課）

A 甲は、本契約に基づく本件レンタル料及びその他の費用について、消費税額を付加して乙に支払います。

B 甲は本契約期間の中途に於いて、本契約に基づく本件レンタル料及びその他の費用について新たに公租公課が課された場合、または公租公課（消費税等を含む）が変更された場合、その公租公課額または増額分を付加して乙に支払います。

第28条（管轄裁判所）

甲及び乙は、この契約に関する全ての係争につき、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第29条（附則）

本契約の定めその他、本契約に付随する詳細条件や個別の注意事項（申込書等）も本契約の一部を構成し、本契約としての効力を有するものとします。

以上